

第6回山北町総合計画審議会 議事録

日時 平成31年2月26日(火) 14:00～

場所 山北町役場4階 401会議室

1. 開会

事務局 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今から第6回山北町総合計画審議会を開会いたします。

2. あいさつ

会長 今日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今日はこれまでにまとめてきたものを確認する、そういった段階にきています。皆様のご意見がある程度反映されていることを確認いただきながら、また冊子のほうだけではなくて合わせて答申の案について考えるということで、2つが大きな議題になっています。もしかすると言い足りないこともあるかもしれませんが、答申をまとめて本日で終了ということにさせていただきたいと思っておりますので、時間の限り皆様のご意見をうかがって、計画が始まった後も、みていくというようなことでお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願います。

3. 議題

(1) 後期基本計画案について

・事務局より説明

会長 今日は章ごとではなく、全体についてご意見をいただきたい。

委員 前回とほぼ変わっていない。2～3か所しか変わっていないのではないか。議会からはどんな意見があったのか。

事務局より議会からの意見とその対応について説明

委員 文言ではなく構想として変更したところはないのか。

委員 私が指摘した部分のうち、変わっていないところは少なかった。

p13 5 一番下「寄付金制度の」を「寄付金制度を」に修正を。

p 7 3 一番下「交通基盤整備」はハードなので p 107 の広域に移動したと話されたが、p 7 にも p 107 にも記載がない。なぜこうなったのか説明が必要では。事務局 p 108 に移動している。p 7 は 1 つ目の文章で読み取れるということでこのようになっている。

委員 私は p 7 から削除でいいと理解していた。

事務局 変更点の説明（p 13 指標・職員提案件数 1 件⇒5 件に修正を）

委員 p 70 下から 2 つ目「自治会と連携し」が追加になったようだが、自治会との連携はしていたのではないか。

事務局 自主防災組織とは書いてあったが、自治会という文言がなかったので明記した。

委員 防犯カメラはどうなったのか。

事務局 防犯カメラは施設管理者が設置するもの。公共施設についているものは役場が管理している。公共施設以外への設置予定は今のところない。

委員 防犯カメラは都市部では商店街等についているが山北ではできない。商店街に設置できる余力があるかという点。ということは行政がそういう部分に手をいれないと、将来そのままいって犯罪が起きた時に何もできなくなってしまう。だから計画的にみていかないと困るのではないか。

事務局 設置だけでなくランニングコストも相当かかる。公共施設への新たな検討はできるのではないかと担当課からは聞いている。

委員 総合計画に載っていないと実施計画が作れない。

委員 推進と民間施設だったら促進という形で、町が間に入って仕掛けるとか、そういう文を書いてはどうか。

会長 とはいえ前回、載せないということで了承されているがどうするか。

委員 もう一回、載せたらというご意見が出たのだから、促進ということで載せてもよいのではないか。

委員 カメラは設置を進めるべき。安全安心で住みよいまちづくりにおける防犯的な要素。今そこが一番問われている。

事務局 担当課は町が自らつけるのはもういいと言っていた。民間が自分たちでつけるよう促進することを担当課は検討しただろうか。

事務局 担当課長は書いたらやらなければならないという想いもあるようだ。

委員 前期も何もやっていない。

事務局 防犯カメラについては働きかけも含めて、強い意見があったことを伝えて再度担当課に話をする。

委員 私は優先順位があると思うし、前回の説明で納得した。暗いとカメラは役に立たない。防犯灯の整備が先ではないか。防犯灯と一緒に整備できるなら尚よい。どこに力を入れるのかというもある。事業にもたくさん〇がついているが、予算の関係もあるので〇がついているという説明で納得している。防犯灯の整備が遅れてはならない。

委員 推進ではなくて促進。お金の問題ではない。調整したらよい。

事務局 防犯カメラについては再度内部で調整する。

会長 何台設置と書くわけではない。検討を進めるという方法もある。設置するなら設置すると書いてもよい。

委員 設置するのではなくて設置してもらうように民間の協力を仰ぐということもある。それが促進。

会長 町の施設への設置と民間への促進、2つあるのではないか。

事務局 JR に防犯カメラの要望を以前からしているが、回答によるとどの駅については言えないけれどもほとんどついているというような回答しかできないらしい。そうしたことも担当課長は知っていて書きづらいということで回答したのかもしれない。研究とか促進といった言葉を使って防犯カメラという単語を計画に掲載する方向で調整する。

委員 設置されていないと何かあった時に困る。お金がないからできないというわけにはいかない。国が補助金を考えるかもしれない。

会長 ではそのように進めてほしい。

委員 p13 自主財源比率をほぼ 10% 上げることになっている。5の1つ目は難しいが考えることはよい。下から2つ目、「町有財産の有効活用と処分・売却を進めます」は、これを進めたら財源ができるわけではない。空いているところを全部売るとか。

事務局 普通財産で活用していない部分もあるが、主に処分を進めているのは昔の赤道や水路で、用途廃止をして道路や水路の機能がない部分を隣接する土地の所有者に積極的に売却している。

委員 今言った内容でない部分も処分・売却するようにとられてしまう。文言を変えてはど

うか。

事務局 修正を検討する。

委員 p25 1 「協定書の締結に伴い」の部分は。

事務局 前回の会議でお知らせいただいた内容に変更している。

事務局より続きの説明

委員 p27 サマースクールの参加者はどうなったのか。

事務局 p29 に移動した。

委員 p65 2 「成年後見センターの設置を検討します」は追加で入ったのではないか。

事務局 その通り。

委員 p92 下から3行目「おりますが」を「いますが」に直っていない。

事務局 そのように変更していただきたい。

委員 p117 2 一番下 「先端技術を活用した高度な森林情報の取得を検討します。」が追加になっていないか。

事務局 その通り。町内部の会議で追加した。

委員 p133 2 山砂利跡地利用は助言・指導でいいのか。林野庁には山北町が計画を出している。助言・指導ではなく、事業者、地権者等は計画変更するなら早く計画を出して、それを町が協議をして国・県に変更を求めることが正しい。助言・指導という甘いことでは困る。県の立場も国の立場もこれでは困るのではないか。このままだと地権者は喜ぶ。助言・指導ならその程度でいいやとなってしまう。平地化計画が国・県に認められたから砂利採取許可がおりている。それを変更することについては、町と地権者が協議して早急に県とも連携を密にするとか、そういう文章でないとおかしい。

事務局 昭和の話になるが、透間地区で砂利を掘りたいという話があった中で、県と林野庁、町の三者で話を進めて、砂利を掘ることができるようになった。それからかなり年月が経っており、当初は国・県と密に連携を図りながら町のほうでもやってきたが、最近の状況をみると、県とは保安林解除の関係で連携をとっているが、国とは連携をとっていない状況。

事務局 県の森林関係の部署とは連携をとっている。

委員 指導とかこんな甘ったらしい言葉ではダメじゃないかということ。町の責任が問われて

しまう。平地化計画で一番責任があるのは行政ではなく地権者。だけど地権者と両者一体で取り組むということになっている。保安林は平地保安林にするということで平地化計画になっている。保安林の解除はその前提にある。最初から保安林の解除はできない。平地化したところにまた木を植えて平地化の保安林を作りますということ。町がその案を両者と一体になって作ってこれでどうですかということ許認可が出ている。

事務局 どのように記載したらよいか。

委員 「計画の変更を検討している段階であるため、町としても地権者との連携を密にし、早い時期に変更を県・国と協議をしていきたい」、そういう文言にしたらよい。

事務局 地権者と砂利採取業者と町の三者で連携をして、平地化計画を進めていきますと、そういうことか。

委員 平地化計画を変更したかったら早くやらないといけない。だからそこは、山北町と密に連携をとり、国・県に平地化計画の推進に努めてまいります、そういう文言。指導とか助言ではない。

会長 補助金をもらっているのか。

事務局 補助金ではなく制度上の問題。

委員 砂利指導要綱に基づく指導とか、跡地の調査とかが出ているから、その前に課題が出てくる。だからその文言をちゃんと伝わるようにしておかないといけない。

会長 総合計画は町民向けのもの。町民に対してどういう立場をとるのかというところで、書く必要があるのかどうか。

事務局 事務局と担当で調整させていただく。

委員 一番強い言い方は、計画の早期実現を図りますという主体的な言い方になる。

事務局 早期実現ではなく計画を変更したいと言っている。変更をまず早期にやらないといけない。

事務局 ここは現状と課題・必要性の部分なので、その辺を踏まえて事業名を書くところではない。

委員 計画の早期推進のための助言・指示という部分を変えればよい。「早期推進のため、地権者等と協議をし、計画の早期推進のため、努めます」とか。

事務局 そのように変更する。

委員 p11 2つ目と5つ目はほぼ同じではないか。

事務局 整理する。

会長 概ね了承ということでよいか。

委員 異議なし。

会長 後の修正は事務局一任でよいか。

委員 異議なし。

(2) 答申書(案)について

・事務局より説明

会長 原案についていかがか。

委員 4項目はよい。町民と行政のあり方という中では、総合計画の実施にあたっては、必要であれば有識者会議等を設置するなど、何かの文面があったほうがよい。

委員 この後実施計画を作って予算を組んでいく時、議会が認めなければいけない。仮に議会がしっかりとチェックをしなくなったような場合にも、町民の意見を反映できるような有識者会議を設置する必要性があると思う。

会長 外部のチェックという考え方がか。

委員 有識者会議だからと言ってそれをやる、やらない、の法的な権限はない。あくまで執行者側が参考にするか、しないか。

会長 外部でも内部でもチェック機能を充実してほしいという意見からだったが。

委員 それを主なところは町民にわかりやすくホームページ等でお伝えするとか、方法は行政にお任せする。

会長 他の方はいかがか。

委員 まず議会のチェック機能が第一。答申意見1の中で、例えば「各種なんとか会議を開催するなど文言を加えて、広く町民の理解と協力を得られるよう努める」、というのがいいのかなと思う。両委員とも事業の実施にあたって町民の理解が大事なのだということを言いたいのだと思う。

事務局 1は広報に重点を置いているが、広聴も含め、例えば「チェック機能がある外部組織を活用するなどして」とか、「設置するなどにより」として、有識者会議という言葉はもう少し勉強させてほしいが、外部組織等などの言葉で、何か組織を持ってこの

計画がちゃんと執行されているかチェックをするというやり方もあるということがわかる文章を1に追加したい。

事務局 「設置を検討するなどして、広く町民の理解と～」ならば受け入れられる。

会長 1は、町政座談会で進捗を伝えるイメージ。チェックは4のイメージ。外部の組織云々は4のほうがよいのではないか。

委員 1は「ともに」でつながっていて、前半が広報で後半が広聴と感じたが、私は収まりのよいところであればどこでもよい。

事務局 有識者会議の設置を検討するのなら構わない。

会長 今の意見だと町民の意見を反映するという意味合いだが1への追加がよいか。いかに効率的なではなく、町民の意見を反映することか。

委員 有識者会議等の設置も検討するか何かを1のところへ。県もそうした会議がある。考えたほうがよくないか。松田町も有識者会議などを設けて検討したいと町長が答弁している。

委員 1に「有識者会議等の設置を検討し」と追加すれば、さらにそれを広く広範囲にとすれば、町民の理解も一層得られるのではないか。

事務局 1は「本計画の内容をわかりやすく町民に周知し、有識者会議の設置についても検討するとともに、広く町民の理解と協力が得られるように努められたい。」ではいかがか。

委員 これはあくまで審議会の答申。町長が受けて、答申だからその通りやらなくてははいけないということではない。

委員 「有識者会議の設置を検討するなど」

事務局 趣旨としてはこのような趣旨でよいか。

委員 これが入れば審議会をやった意義がある。

会長 1は今のよう感じで修正する。2～4はいかがか。

委員 審議会で出た意見を載せればよい。それを聞くか聞かないかは町長の考えでいい。

事務局 2は町の内部で組織をしっかり作って取り組む、3は町長自ら国・県へ働きかけをする、そういうものを網羅しているつもり。

委員 4「効率的かつ計画的な事業の推進に努められたい」と入れているのだから、「事業の推進に努めるにあたって有識者会議等の設置も」と入れておけばいい。

- 委員 4のほうが収まりがいい。
- 会長 町民の意見を直接に、ということではなく、着実に事業が推進されているかどうかを確認するということであれば4のほうが収まりがいい。
- 委員 そういったものも1にフィードバックしていくことになる。計画そのものの監視は4に持っていったほうがよいと思い直した。
- 委員 広く町民の理解を得なくてははいけない。それにはさっきの文言が必要。
- 委員 私はどこかに入っていればよい。変更点をもても、議会が提言しているものはほとんどない。議会に説明しても何もなしということは議会が無責任だということ。それでは町民は困る。
- 委員 柔らかく書いて収まりがよいように4に入れてはどうか。
- 委員 それよりも町民に周知するというのは、先ほど広報と言っていたがどのような方法で行うのか。
- 事務局 広報とかダイジェスト版とかホームページなどがある。
- 委員 4「～事業の推進に努められたい」の後に、「また必要に応じて有識者会議等の設置も検討をお願いしたい。」とか。
- 会長 1は、例えば進捗を把握するためのアンケートをやるとか、そういうことでの進捗の把握。
- 事務局 1は広報広聴で、広聴の部分が少なかったが、どちらかという広報広聴という意味で書いている。4はチェックとしっかり実施するようにと。そういった意味では4に、有識者会議がチェックとか意見を言う部分を入れたほうがよい。
- 委員 最後の文言が大事。最後の言葉というのは、結論。だから座りの良いように言葉を選ぶことが大事ではないか。
- 会長 4に続けて入れることとして、1には広聴のほうのこと、意見を聴き反映するというような観点を入れてバランスをとってほしい。例えば、「～町民に周知するとともに、町民から意見を聴く機会を設けるなどして、広く町民の理解～」というように。
- 委員 そのほうが説得力がある。
- 事務局 1は「～とともに、意見を聴く機会を設けるなど、広く町民の～」にする。4は「有識者会議の設置を検討するなど」という言葉を入れるようにする。
- 会長 進捗をみる機会を設けていただく、進捗を把握するというようなことも入れていただ

く。

事務局 1と4はそのように事務局で修正して答申書を作成する。

委員 前期の進捗状況の内容をみたら、ここは何もやっていないじゃないかといった声があったほうが役場にとってはいい。そうしたら夢中でそれを考えるかもしれない。国の補助金についても役場の中で検討するといっても、どうやって検討できるのか。国で発表している以外の補助金はいっぱいある。貴重な意見をもらわないと。時には国会議員に意見をもらってもよい。

事務局 答申案を修正後、冊子の修正を合わせて、会長を通じて町長へ答申する。時期は議会明けを予定しているが、会長一人で町長へお渡しする予定なのでご承知おきを。

会長 今日の議題、2つ、終わることができました。ご協力ありがとうございました。

4. その他

事務局 熱心なご審議ありがとうございました。本日を持ちまして審議会は終了ということになります。委員の皆様には回数にしては6回、時間にしては毎回2時間を超えるようなご議論をしていただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまで会長から説明がございましたように、後期基本計画の案につきましては、まとめることができました。心より改めて御礼申し上げます。それから事務局のほうでは会議の点で進め方に不手際がありましたことを改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは、以上を持ちまして第6回山北町総合計画審議会、終了させていただきます。委員の皆様、本当にありがとうございました。

以上